

第12回 制度設計専門会合 事務局提出資料

~「適正なガス取引についての指針」の改正に関する個別論点の検討~

平成28年11月1日(火)



導管運用における差別的取扱い等について①

● 前回会合における議論を踏まえ、ガイドラインにおける具体的な記載ぶりについて御議論いただく。

第11回制度設計専門会合における主な発言(東京電力エナジーパートナー佐藤オブザーバー)

- 同時同量やロードカーブ方式など、ガス事業特有の事情を踏まえ、ガイドラインの記載の一層の具体化をお願いしたい。託送の根幹の変更があり、運用に新規参入者は不安を持っている。
- たとえば資料7P13について、情報等の整備、公表・提示等に関する社内ルールを定め、公開し、ルールを 遵守して託送供給を行うことを望ましい行為としてはどうかと記載があるが、社内ルールの中身についてどう いったものを想定しているのかを記載いただきたい。

(再掲 第11回制度設計専門会合資料7 P.13)

導管運用における差別的取扱い等について

■ 電力適取ガイドラインを参考に、ガス導管事業者は導管運用等に関係する資料、情報等の整備・公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給を行うことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

ガス導管事業者は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等の整備・公表・提示等に関する社内ルールを定め、それを公開し、 当該ルールを遵守して託送供給を行うこと。

ここでいう、「関係する資料、情報等」とは、例えば以下のような情報をいう。

- ①導管への接続の検討に際して、託送供給依頼者等の予見可能性を高めることに資する情報
- ②導管への接続後の実運用に資する情報

導管運用における差別的取扱い等について(参考資料)

参考1:現行の適取ガイドライン P.10 (関連部分のみ抜粋)

一般ガス事業者等は導管網の利用条件や導管網の託送供給可能量等の開示・周知が、すべての託送供給依頼者に対し公平に行われるよう、関係する資料、情報等を整備し、公開することが、公正かつ有効な競争の観点から望ましい。

なお、一般ガス事業者等のガス事業の規模や導管網の敷設状況から、こうした措置の実施が困難な場合には、導管ネットワークの公平・透明な利用という改正ガス事業法の趣旨を踏まえ、適切な方法により情報提供を行うものとする。一般ガス事業者等は、託送供給料金と自ら行う大口・卸供給に対する託送供給相当の料金の透明性及び公平性を確保する観点から、需要家の了解が得られた場合には、託送供給依頼者や需要家の求めに応じて、個別の大口・卸供給に対する託送相当の料金額、需要実績等を速やかに提供することが望ましい。

参考2:電力適取ガイドライン P.32 (関連部分のみ抜粋)

① 系統運用や系統情報の開示・周知等について、広域機関の定める送配電等業務指針並びに国の定める「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」(平成27年4月1日改定。以下「系統連系ガイドライン」という。)及び「系統情報の公表の考え方」(平成24年12月策定、平成27年11月改定。以下「系統情報ガイドライン」という。)を踏まえて、一般送配電事業者は電気供給事業者全てに適用される社内ルールを定め、それを公開し、当該ルールを遵守して託送供給等を行う。

導管運用における差別的取扱い等について②

● 新規参入者の予見可能性を高める観点から、①ガス導管事業者が、導管網への接続の検討に関係する情報をあらかじめ公表すること、②導管網への接続検討を申し込まれた場合には必要な情報を提示すること、の2点を「望ましい行為」として記載してはどうか。

望ましい行為(案)

① 関係情報の積極的な公表

事業者間の公正かつ有効な競争を促進するためには、新規参入者の予見可能性を高めることが重要であり、 ガス導管事業者は、導管網への接続の検討に関係する以下の情報を公表することが望ましい。

- 1) 注入計画の策定に関する考え方
- 2)主要導管の敷設状況及び供給状況(導管の圧力、主要な受入地点・送出地点、供給能力、供給実績、余力等)
- 3) 払出エリア毎の総需要量
- 4) 払出エリアにおけるロードカーブの例(ピーク日におけるロードカーブ実績等) 等
- ② 導管網への接続検討における望ましい対応

また、事業者間の公正かつ有効な競争を促進する観点から、導管網への接続検討を申し込まれた場合において、ガス導管事業者は、以下の情報を提示することが望ましい。

- 1)接続側で具備することが求められる設備及びその根拠
- 2)接続点におけるガス圧力や流量などガス製造設備の設計等に必要な情報
- 3) 託送供給可能量の制約及びその根拠
- 4)振替供給可能量等
- 注1)払出エリアとは、ガス導管事業者が策定した、任意の受入地点から受け入れたガスを任意の場所で払い出すことが可能なエリアをいう。
- 注2) ロードカーブとは、ガス導管事業者がネットワークの圧力・流量の変動を勘案して策定した注入曲線をいう。
- 注3) 注入計画とは、託送供給依頼者が導管へ注入する1時間ごとのガス量の計画値をいう。
- 注4)振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアにおける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。

ガス小委において検討された論点について

● 次に、前々回会合で御提示したガス小委において既に検討された論点に関連した点について、適 取ガイドラインへの具体的に記載の仕方について、御議論いただきたい。

ガス小委における検討 1/2 (再掲 第10回制度設計専門会合資料8 P.2)

主な改正事項(ガス小委該当回・頁)

具体的な内容

振替供給について (第28回 資料8 P.44/ 後掲参考資料1~2参照) • ガス小売事業者が行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者に対して振替供給に係る依頼があった場合には、当該ガス小売事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。

新規参入者が新たな同時 同量制度を活用しやすくする ための措置について (第28回 資料8 P.66/ 後掲参考資料3参照)

- 小売全面自由化の実施時には現在の一般ガス事業者と比較して、新規参入者は十分な製造設備を保有していないことも想定されることから、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越(注入実績と払出実績の±10%(新たな同時同量制度に移行し2年を経過した後は±5%)以内の差分の2月後への繰越)の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者の製造部門は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲において、これを受けることを求めることとする。
- 注1) 本資料において、ガス小委とは、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会ガスシステム改革小委員会のことをいう。
- 注2) 独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

ガス小委における検討 2/2 (再掲 第10回制度設計専門会合資料8 P.3)

主な改正事項(ガス小委該当回・頁)

具体的な内容

パンケーキ問題について (第30回 資料5 P.25/ 後掲参考資料4参照) • ガス事業制度においては、卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わなかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下げることを求めることとする。

LNG基地の第三者利用 制度について (第30回 資料5 P.40等 第32回 資料5 P.6/ 後掲参考資料5~7参照)

- タンク容量が20万kl未満の基地やガス事業の用に供される導管と直接接続されていない基地については、法律に基づく規制措置を及ぼすのではなく、引き続き現行のガイドラインに基づく自主的取組に委ねるべきである。
- ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金については、 「同一条件同一料金」(利用期間やLNG基地の利用の仕方が同等である場合には、 同等の料金が課されるという意味であり、第三者とともにガス製造事業者の小売部門に 対しても適用される。)とする。

新規参入者が既存ガス会社 等に対して消費機器調査等 の委託を行いやすい 環境整備について (第33回 資料4 P.8~15/ 後掲参考資料8~13参照)

- 新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社又はその関連会社等に委託しやすい環境を整備するために、例えば、正当な理由なく新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会社等に委託してほしいという新規参入者からの要請に応じないこと等を既存ガス会社の「問題となる行為」と位置付け、新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと等を既存ガス会社の関連会社等の「望ましい行為」と位置付ける(具体的なガイドラインの規定の仕方については、ガス小委の御議論を踏まえて、引き続き検討を行う。)。
- 注)独禁法に関する部分については公正取引委員会において審議・決定されるもの。

振替供給について

● 物理的にガスが届かないエリアへの託送供給において、従来、一般ガス事業者による振替供給による対応がなされてきたところ、小売全面自由化後も、物理的にガスが届かないエリアへの託送供給を広く実現するためには、複数のエリアに製造設備を有するガス事業者による振替供給が不可欠であることから、振替供給に対応することがガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより託送供給の実現を阻むことを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス導管事業者から合理的な条件で振替供給を依頼されたガス事業者が、振替供給に対応することが当該ガス事業者の事業の遂行に支障を及ぼさないにもかかわらず、振替供給を拒否することにより、振替供給に係る託送供給の実現を阻むこと。

参考:ガス小委 第28回 資料8 P.44 (関連部分のみ抜粋。下線追記。)

電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、ガス小売事業者がその事業を営むに当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場所に設置することが原則である。他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、(中略)供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者(現在の「一般ガス事業者を想定)による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。(中略)

(注1) (中略)ガス小売事業者xが行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、 ガス導管事業からガス小売事業者xに対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者xは、その事業遂行に支障を及ぼ さない範囲内において、これに応じることを求めることとする。(ガイドライン等において担保)

注) P.3注4のとおり、振替供給とは、託送供給依頼者が、ガスを注入する受入地点の属する払出エリア以外の払出エリアに おける需要場所に対する託送供給を希望する場合、これに応じるために、ガス導管事業者からの指示に基づき、当該託送供給依頼 者以外の者が、受入地点に注入するガス量の増減調整を行うことをいう。

2③ 振替供給について

<総論>

- 電気と異なり、ガスはその物理的特性から届く範囲には限界があるところ、ガス小売事業者がその事業を営む に当たっては、自らの需要を満たすための十分な製造設備を、その需要にガスを届けることができる適当な場 所に設置することが原則である。
- 他方、このような製造設備の建設を新規参入者に対しても厳格に求めることとした場合、ガス小売事業者間の活発な競争を阻害するおそれがあることから、ガス導管事業者の供給区域内の異なるエリアに複数の製造設備を有するガス小売事業者 X (現在の一般ガス事業者を想定)による振替供給という行為は小売全面自由化後も引き続き必要。
- また、ガス事業法上、ガス導管事業者には託送供給義務が課せられていることから、エリア①にのみ製造設備を有するガス小売事業者 Y から、エリア②の需要家に対してガスを供給したい旨の依頼がガス導管事業者に対してあった場合には、当該ガス導管事業者は、ガス小売事業者 X に対して振替供給を行うべき旨の指示を行うこと(振替供給を踏まえた注入計画を割り当てること)により、託送供給を実現する必要がある。(注1)

(注1) ガス導管事業者が行う託送供給は、ガス小売事業者×が有する製造設備の余力の範囲内で行われることから、この余力の範囲を超える託送供給の依頼がガス小売事業者 Y からあった場合には、託送供給義務が履行できないことがあり得る。ただし、ガス小売事業者 X が行う振替供給は、ガス導管事業者が託送供給義務を履行するために不可欠なものであることから、ガス導管事業者からガス小売事業者 X に対して振替供給に係る依頼があった場合には、ガス小売事業者 X は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これに応じることを求めることとする。(ガイドライン等において担保)

<振替供給に係るコストの考え方について>

- ガス導管事業者が、上記の方法により託送供給を実現するに当たっては一定のコストが発生するところ(コストの考え方については次頁参照)、上記の振替供給はガス小売事業者Yのためになされるものであり、原因者を特定することが可能であることから、当該コストについては特定負担として整理し、ガス小売事業者Yに対してのみ負担を求めるという考え方もあり得る。
- 他方、小売全面自由化後はガス小売事業者間の活発な競争が一層求められるところ、仮に上記のような整理とした場合、新規参入者の競争条件を著しく悪化させることとなる。
- このため、小売全面自由化後、当分の間、振替供給に係るコストについては一般負担として整理することとし、当該コスト負担の考え方については、今後、新規参入者の製造設備の形成状況や、一般負担として整理したことが、ガス小売事業者間の競争関係を過度に歪めていないかといった視点などを踏まえて、改めて検討することとしてはどうか。(注2)

(注2) 改正ガス事業法においては、小売全面自由化後には様々な検証を実施していく旨が規定されていることから、上記の論点についても併せて検証することを想定。

新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

● ガス小委において、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、現在の一般ガス事業者の製造部門は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲において、これを受けることを求めることとすると整理されたところ、この点は、LNG基地の第三者利用制度(新ガス事業法第89条、後掲P.12参照)又は熱量調整や付臭等に係る業務の受託(前回資料7 P.10)に含まれると考えられることから、格別の定めは設けないこととしてはどうか。

望ましい行為(案) (再掲 第11回制度設計専門会合資料7 P.10)

ガス導管事業者やガス小売事業者の製造部門等の熱量調整設備や付臭設備等を保有する事業者が、当該事業者の事業の遂行に支障がない限り、熱量調整設備や付臭設備等を保有しないガス小売事業者からの求めに応じて、熱量調整や付臭等に係る業務を設備余力の範囲で積極的に受託すること。

- 注1) ガス製造事業者がガス受託製造約款に基づき行う熱量調整及び付臭等に係る業務を除く。
- 注2)付臭設備等とは、ガスの性状・圧力を安定させるために必要な設備(付臭設備、フィルター、温度・圧力計、コントロール弁等) のことをいい、付臭等に係る業務とは、これらの設備を利用したガスの性状・圧力を安定させるために必要な業務をいう。

参考:新ガス事業法(関連部分のみ抜粋。)

(ガス受託製造約款)

- 第八十九条 ガス製造事業者は、ガス受託製造(他の者の委託を受けて、当該他の者の液化ガスを原料として行う当該ガス製造事業者が維持し、及び運用する液化ガス貯蔵設備等を用いた当該他の者のためのガスの製造をいう。以下同じ。)に係る料金その他の条件について、経済産業省令で定めるところにより、ガス受託製造約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも。同様とする。
- 2 ガス製造事業者は、前項の規定による届出をしたガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行つてはならない。ただし、 そのガス受託製造約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の条件によりガス受託 製造を行うときは、この限りでない。
- 3、4 (略)
- 5 経済産業大臣は、ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造を拒んだときは、そのガス製造事業者に対し、ガス受託製造を行うべきことを命ずることができる。

29 新規参入者が新たな同時同量制度を活用しやすくするための措置について

<措置3>新規参入者による現在の一般ガス事業者の製造設備の活用促進

- 措置 2 を講じた場合、注入実績と払出実績との差については±10%以内の部分を X + 2 月に数量で繰り越すこととなるが、その結果、X+2月に必要な注入量を製造するための製造設備の容量が不足するケースも想定されるところ。
- この点、小売全面自由化の実施時には、現在の一般ガス事業者と比較して、新規参入者は十分な製造設備を保有していないことも想定されることから、新規参入者から現在の一般ガス事業者の製造部門に対して、数量繰越の対象となるガスの製造について、その製造設備を活用したい旨の申し出があった場合には、当該一般ガス事業者は、その事業遂行に支障を及ぼさない範囲内において、これを受けることを求めることとしてはどうか。(ガイドライン等で担保)
- (注) 前述のとおり、措置 2 は、小売全面自由化後 2 年間の暫定的措置。他方、措置 3 については、ガス小売事業者間の活発な競争を促す観点から暫定的措置とはせず、今後、新規参入者の製造設備の形成状況等を勘案しつつ、必要に応じて、見直すこととする。

パンケーキ問題について

 ● いわゆるパンケーキ問題の解消後、卸売を行うガス事業者が、パンケーキ問題の解消を踏まえて 卸託送料金相当額の卸供給料金の値下げを行うことが適切であるところ、ガス事業法上卸供給料 金は自由料金であることから、このような卸売を行うガス事業者に求める適切な配慮について、 卸売分野における「考え方」として示してはどうか。

卸売分野における適正なガス取引の在り方:考え方(案)

パンケーキ問題が解消されたにもかかわらず、卸売を行っているガス事業者が、パンケーキ問題の解消前に区域ごとに設定されていた託送料金を含む卸供給料金(以下「解消前卸供給料金」という。)により引き続き卸売を行うことは、当該卸売に係る最終的な需要家の負担がパンケーキ問題の解消前よりもかえって増大するおそれがあり、当該卸売に係る託送を行うガス導管事業者が卸託送料金相当額を二重取りする(卸供給料金と事業者間精算により卸託送料金相当額を二重に回収する)ことにつながり得るため、適当でない。

そのような事態を防ぐために、卸売を行うガス事業者は、パンケーキ問題の解消の趣旨を踏まえ、解消前卸供給料金から、事業者間精算に基づく卸託送料金に相当する金額を引き下げることが適切である。

参考:ガス小委 第30回 資料5 P.25 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

パンケーキの解消により、卸託送料金が一般負担化されることとなる。(中略)

ガス事業制度においては、<u>卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わなかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。</u>

このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その<u>卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下げるこ</u>とを求めること(中略)としたい。

2 パンケーキ問題について

- 前述のとおり、ガスにおけるパンケーキの解消により、卸託送料金が一般負担化されることとなる。
- この点、以下の図のとおり、現在、一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対して卸供給を行っている場 合、その卸供給料金の中には卸託送料金が含まれているところである。
- ガス事業制度においては、卸供給料金は既に自由化されているところ、パンケーキを解消した後、仮に、 般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対する卸供給料金について、卸託送料金相当額の値下げを行わ なかった場合、一般ガス事業者Bの供給区域内の需要家の負担が増大することに加え、一般ガス事業 者Aは卸託送料金相当額を二重取りすることとなる。
- このため、卸供給を行っている事業者に対しては、その卸供給料金について、卸託送料金相当額を引き下。 **げることを求める**こととし(**ガイドライン等において担保**)、新たな卸供給料金が適切な水準となっている か否かを国が確認する観点から、卸供給料金の国に対する報告義務を新たに課すこととしたい。

【一般ガス事業者Aが一般ガス事業者Bに対して卸供給を行っている場合】 製 一般ガス 一般ガス 造 事業者Aの 事業者Bの 設

卸供給

供給区域

卸託送料金a

備

一般ガス事業者A(卸供給事業者)の二重取りのイメージ

供給区域

小売託送料金b

<現状>

一般ガス事業者Aの卸供給料金:LNGコスト+製造コスト等

<今後>

一般ガス事業者Aの卸供給料金:LNGコスト+製造コスト等

【理由】

一般ガス事業者Bの小売託送料金bには、供給区域Aにおけ る卸託送料金aが含まれており、一般ガス事業者Bは回収した 小売託送料金の中から、aに相当する額を一般ガス事業者A に対して支払うこととなる。

a相当額の引き下げが必!



このため、一般ガス事業者Aが卸供給料金からa相当額を引き 下げなかった場合、a相当額について二重取りが生じるため、パ ンケーキ解消後は、卸供給料金からa相当額を引き下げる必 要がある。

11

LNG基地の第三者利用制度について 1/3

● ガス製造事業者による法定のガス受託製造の対象とならないLNG基地(以下「その他LNG基地」という。)の第三者利用について、ガス小委において引き続きガイドラインに基づく自主的取組に委ねることが適当とされたことを受けて、基本的にはその他LNG基地について従前の「望ましい行為」を踏襲した上で、LNGタンクと熱量調整設備・付臭設備等を近傍の別々の事業者が保有している場合にも当該事業者らが相互に連携して第三者利用に応じることを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

- ① <u>その他</u>LNG基地事業者が、第三者が<u>その他</u>LNG基地を利用する際の交渉の前提や交渉を行うルールを明確 にするための要領等を策定すること。
- ② <u>その他</u>LNG基地事業者が、<u>その他</u>LNG基地の設備容量及び現行の運用状況や将来の運用に関する予定(予想)など余力を推定するに十分な情報を公開すること。
- ③ LNG基地事業者が、利用の申出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知すること。
- ④ LNG基地事業者が、利用希望者と利用に関する契約の締結に至った場合、競争上の地位、利用者の承諾など 法人情報等への配慮を行った上で、主な契約条件(取引数量、利用期間等)を契約締結から一定期間を経た後 で公表すること。
- ⑤ 熱量調整設備や付臭設備等が設けられていないその他LNG基地について、近傍に別の事業者の保有する熱量 調整設備や付臭設備等がある場合には、当該その他LNG基地を保有している事業者と、当該熱量調整設備や 付臭設備等を保有している事業者が相互に連携し、第三者利用に応じること。
- 注1) 下線以外は、現行の適取ガイドラインと同じ。
- 注2) その他 L N G基地事業者とは、その他 L N G基地を保有する事業者のことをいい、 L N G基地事業者とは、ガス製造事業者及び その他 L N G基地事業者のことをいう。以下同じ。

LNG基地の第三者利用制度について 2/3

● ガス製造事業者は、ガス受託製造約款以外の条件によりガス受託製造を行ってはならず(新ガス事業法第89条第2項)、ガス受託製造の業務について、特定の者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与えることをしてはならないことから(同法第92条第5元を発表)、ガス製造事業者が、同一法人又は同一グループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対し料金を高く設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対し不当に高い料金を設定することを、公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」と位置付けてはどうか。

問題となる行為(案)

ガス製造事業者が、ガス受託製造の条件(利用期間、利用態様等)が同一であるにもかかわらず、同一法人又は同一グループ内のガス小売事業者に比べて、その他の者に対し高い料金を設定するなど、ガス受託製造に関し、特定の者に対し不当に高い料金を設定すること。

参考:ガス小委 第32回 資料5 P.6 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であることから、ガス製造事業者が第三者に対してLNG基地の利用に係る料金を請求するに当たっては、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在するところである。

他方、仮にこれを許容することとした場合、ガスの小売事業や卸売事業における競争をこれまで以上に活性化させるというLNG基地の第三者利用制度の趣旨が没却される蓋然性が高い。

このため、<u>ガス製造事業者が第三者に対して請求する L N G 基地の利用に係る料金については、「同一条件同一</u>料金」とすることを求めることとしてはどうか。

注)同一条件・同一料金とは、LNG基地の利用期間や利用の仕方が同等である場合には、同等の料金が課されるという意味であり、利用を行う第三者同士のみならず、ガス製造事業者と同一法人であるガス小売事業者に対しても適用される(ガス小委第32回資料5 P.6)。

1③ LNG基地の第三者利用に係る料金の考え方について

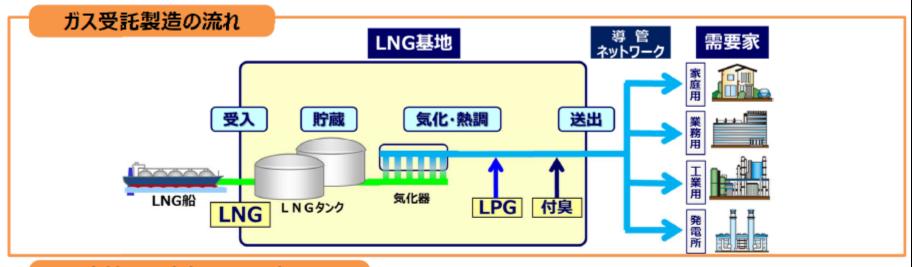
- 前述のとおり、第三者がガス製造事業者のLNG基地を利用した際に支払うべき料金についてはLNG基地の利用 の仕方によって様々であり、一律の料金表を示すことは極めて困難ではあるものの、LNG基地の第三者利用制度 を実効的なものとするためには、この料金に係る透明性を高めることが重要。
- この点、現在、国のガイドラインに基づき、一般ガス事業者等は「基地利用要領」を定めているところであるが、LNG 基地の第三者利用に係る料金算定の考え方を、その基地利用要領において詳細に記載している事業者は存在しないところ、小売全面自由化後、ガス製造事業者に対しては、その約款において、例えば次頁の事項を記載することを求めることにより、料金算定に係る透明性を高めることとしてはどうか。
- また、そもそもLNG基地は競争部門に係る設備であることから、ガス製造事業者が第三者に対してLNG基地の利用に係る料金を請求するに当たっては、自らの小売部門に対する料金よりも高い料金を請求するという考え方も存在するところである。
- 他方、仮にこれを許容することとした場合、ガスの小売事業や卸売事業における競争をこれまで以上に活性化させるというLNG基地の第三者利用制度の趣旨が没却される蓋然性が高い。
- このため、ガス製造事業者が第三者に対して請求するLNG基地の利用に係る料金については、「同一条件同一料金」とすることを求めることとしてはどうか。(注)
- (注)「同一条件同一料金」とは、利用期間やLNG基地の利用の仕方が同等である場合には、同等の料金が課金されるという意味であり、これは第三者とともにガス製造事業者 の小売部門に対しても適用される。

利用期間や利用方法が同等であれば同等の料金を課金

についても許容することとする。(必要に応じて、特例承認を受けることが必要。)

1③ LNG基地の第三者利用に係る料金の考え方について

● ガス受託製造の流れは以下のとおりである。このため、ガス製造事業者に対しては、その約款において、料金 を算定するに当たっての指標として、例えば、以下のような事項を記載させることとする。



料金算定に当たっての指標の例

費用項目	指標の例 (注)
①受入設備	LNG船受入回数、LNG船栈橋占有日数
	LNG船着桟時間、LNG受入量
②貯蔵設備	LNGタンク利用容量、LNGタンク占有率、LNG貯蔵量
③気化設備	最大時ガス量、気化ガス量
④熱調・付臭設備	最大時ガス量、増熱用LPG想定必要量

(注1) 基地の設備状況等により、これら以外の事項を指標とすることもあり得るが、約款にこうした事項が記載されていない場合には、変更命令の対象となり得る。 (注2) ガス製造事業者が第三者に対して料金を請求するに当たり、仮に詳細な請求書を交付することを求めた場合には、当該第三者が競争部門たるLNG基地の詳細な製造コストを知り得ることになることから適当ではない。このため、実際に第三者に対して料金を請求するに当たっては、受入設備、貯蔵設備等の機能毎

の料金を記載した請求書とすることや、基本料金・従量料金を記載した請求書とすることを許容することとする。

LNG基地の第三者利用制度について 3/3

● ガス小委では、LNGタンクの利用の在り方に関し、第三者とLNG基地事業者がタンクの容量を共有した上でLNGの貸借りを行うなどしてタンク容量を活用する方式による利用方法であることをもって直ちにLNG基地利用を拒否することは許容しないと整理しているところ、当該方式は、一般的に新規参入者が活用できるLNGタンクの余力が大きくなり得ることから、LNG基地事業者が当該方式を採用するなどして積極的にガス受託製造を行うことを、公正かつ有効な競争の観点から「望ましい行為」と位置付けてはどうか。

望ましい行為(案)

LNG基地事業者が、LNGタンクの運用において、第三者とLNG基地事業者がタンクの容量を共有した上でLNGの貸借りを行うなどしてタンク容量を活用する方式を採用するなどしてガスの製造を積極的に受託すること。

参考:ガス小委 第32回 資料5 P.11 (関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

LNG基地の第三者利用の在り方については、①第三者がタンクの一部の容量を占有する方法がある一方で、②第三者とガス製造事業者等がタンクの容量を共有した上で、LNGの貸借りを行うなどして、タンク容量を有効に活用する方法も考えられるところである。

このため、第三者が既存の L N G 基地のタンク容量を有効に活用し得る環境を整備するためには、上記②のような第三者利用の在り方も否定されるべきものではないことから、 L N G の貸借りや売買を伴うことをもって、直ちに L N G 基地の第三者利用を拒否することは許容しないこととしたい。

関連情報:第11回制度設計専門会合 石油連盟提出 参考資料3 P.2 (関連部分のみ抜粋)

▮ 消費寄託方式

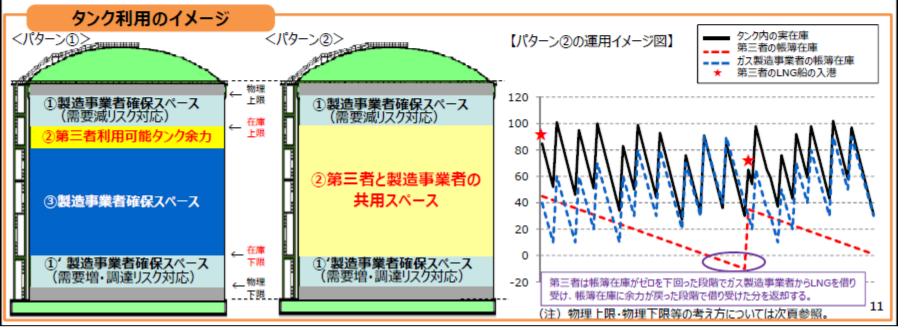
- タンク内在庫を実質的に共有することにより、タンク余力を効率的に活用(新規参入者が拡大)
- タンク回転率が大きく向上(コスト削減効果が大きい)

ルーム貸方式

- 各々がタンク能力を保有するため、新規参入が限定的
- タンク回転率の上昇率が小さい(コスト削減効果が小さい)

1 ④ LNG基地の第三者利用を拒否することができる正当な理由について

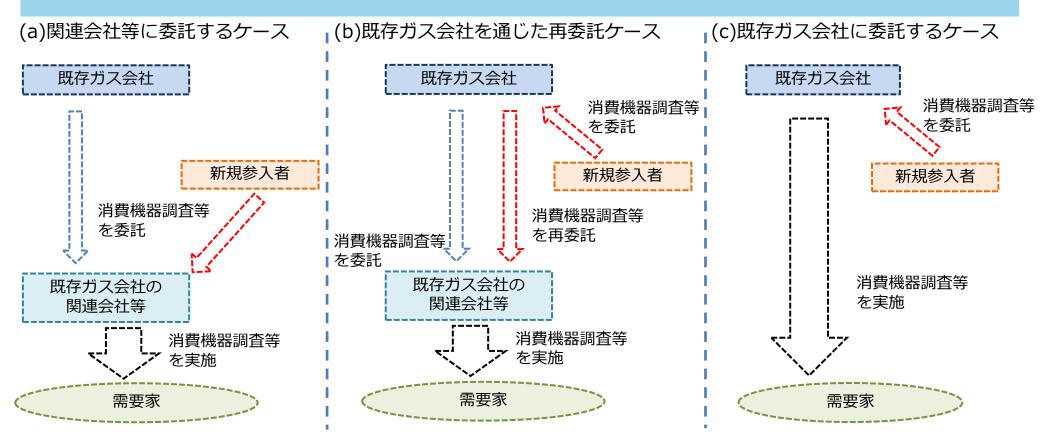
- 加えて、現在の基地利用要領の中には、「第三者に係る送出ガスの総量が、当該第三者が持ち込んだLNGの量に達した場合」には、LNG基地の第三者利用を停止する旨を規定しているものがある。
- 他方、以下の図のとおり、LNG基地の第三者利用の在り方については、①第三者がタンクの一部の容量を占有する方法がある一方で、②第三者とガス製造事業者等がタンクの容量を共有した上で、LNGの貸借りを行うなどして、タンク容量を有効に活用する方法も考えられるところである。(注1)
- このため、第三者が既存のLNG基地のタンク容量を有効に活用し得る環境を整備するためには、上記②のような第三者利用の在り方も否定されるべきものではないことから、LNGの貸借りや売買を伴うことをもって、直ちにLNG基地の第三者利用を拒否することは許容しないこととしたい。(注2) (注3)
- (注1)第三者とガス製造事業者がタンク容量を共有する場合であっても、LNGの貸借り等が伴わない場合も存在する。
- (注2) この場合、LNGの貸借りや売買に係る契約条件については、ガス製造事業者等と第三者とが個別に協議し、合意した場合に契約が締結されることとなる。ただし、ガス製造事業者等がこれらについて不当な契約条件を提示することにより、ガス受託製造を実質的に拒んでいると認められる場合には、ガス受託製造命令が発動され得る。
- (注3) ガス受託製造とは、ガス製造事業者が、第三者が持ち込んだLNGからガスを製造する行為であることから、例えば、第三者が自らのLNGを持ち込まず、ガス製造事業者 等のLNGのみに依存してLNG基地の第三者利用を行おうとする場合には、当該ガス製造事業者はLNG基地の第三者利用を行わせる法律上の義務は負わない。



新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 1/14

総論:委託の想定ケース

● 消費機器調査等の委託に関し、ガス小委第33回において、新規参入者が、消費機器調査等を (a)既存ガス会社の関連会社等に委託するケース、(b)既存ガス会社を通じて関連会社等に委託するケース (既存ガス会社を通じた再委託ケース)、(c)既存ガス会社に委託するケースの3類型に分けて検討が行われた。



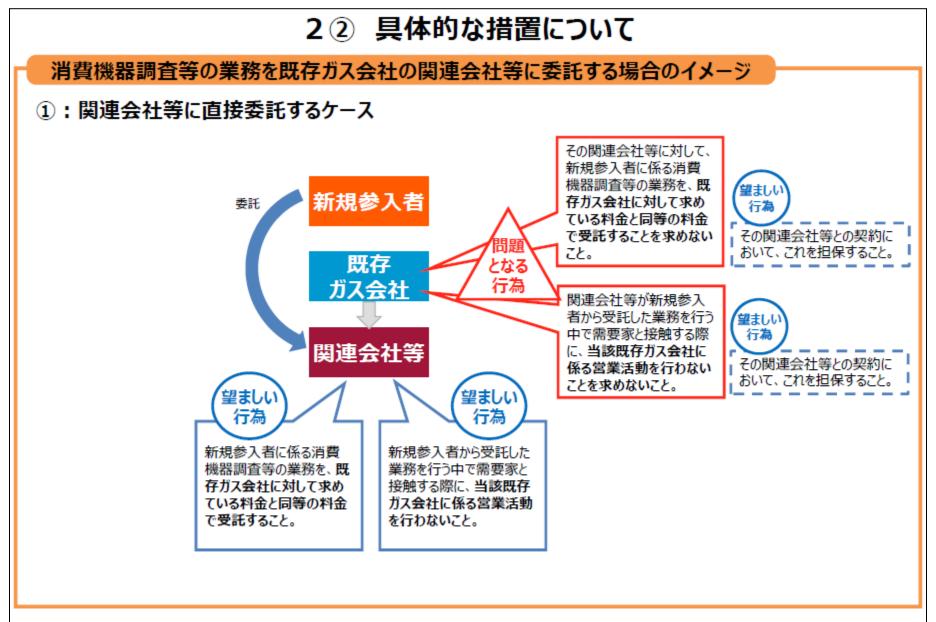
注1) 既存ガス会社とは、一般ガス事業者であったガス小売事業者をいう。本資料では、本論点につき、ガス小委と同様に「既存ガス会社」と表記する。

注2) 消費機器調査等には、開栓時にガス小売事業者が行うこととなる消費機器調査や危険発生防止周知のみならず、①使用開始時の開栓、②使用終了時の 閉栓、③定期保安点検が含まれる(ガス小委第33回資料4 P.8注3)。

2① 本日の論点について

- 開閉栓の論点については、第25回の本小委員会(平成27年11月10日)において9頁と 10頁のとおり整理したところであるが、新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査 等の業務を、既存のガス会社等に対して委託しやすい環境を整備するための方策について は継続論点となっていた。
- この点、現在、既存のガス会社は、消費機器調査等の業務を、①その関連会社等 (注1) に 行わせていたり、②自らが行っているところ、ガス小売事業への新規参入を行いやすい環境を 整備するとともに、小売全面自由化後、需要家の利便性を損なうことのない環境を整備する ためには、上記の方策をいかに実効的なものとするかが論点。(注2) (注3)
- (注1) 関連会社等とは、既存のガス会社と資本関係のある関連会社に加え、資本関係がない会社等が含まれる。
- (注2) ガス事業法上、消費機器調査や危険発生防止周知はガス小売事業者が行うべきこととされていることから、これらの業務は、ガス小売事業者が自らの 責任において行うことが基本。
- (注3)本論点における議論の対象は、開栓時にガス小売事業者が行うこととなる消費機器調査や危険発生防止周知のみならず、①使用開始時の開栓、②使用終了時の閉栓、③定期保安点検が含まれる。

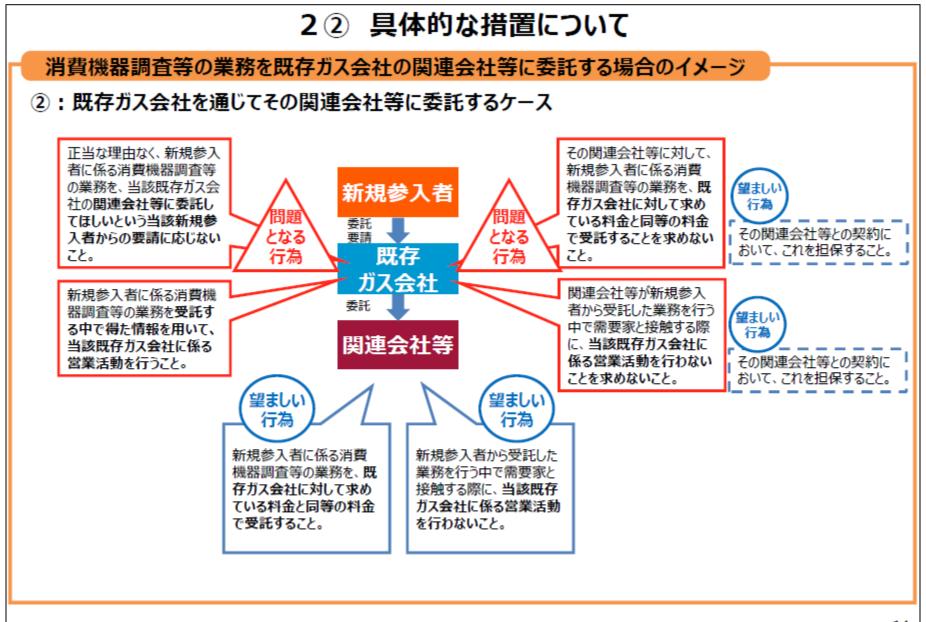
新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について(ガス小委第33回 資料4 P.13抜粋)



新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 2/14

(a)関連会社等に委託するケース 望ましい行為・問題となる行為 概観 (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース (c)既存ガス会社に委託するケース 当は理由なく受託し 望ましい に対して求めている料金を上回 行為 新規参入者 委託 る水準の料金で受託するように 求めたりすること。 行為類型 問題 既存 となる ガス会社 行為 査等を遂行する過程で得た情報 関連会社等 ないように努めるように求めるこ 望ましい 望ましい 行為 行為 滑な遂行等に支障を来し得る行 為を行うように求めること。 行為類型 行為類型 機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者 器調査等の委託を行っている既 存ガス会社に対して求めている 料金と同等以下の料金で受託す ること。 等に支障を来し得る行為を行わないこと。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について(ガス小委第33回 資料4 P.14抜粋)



新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 3/14

(a)関連会社等に委託するケース 望ましい行為・問題となる行為 概観 (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース (c)既存ガス会社に委託するケース 行為類型 に係る消費 とされる合理的な金額の範囲 めたり、既存ガス会社に対して求 内の事務手数料やその他費用 新規参入者 めている料金を上回る水準の料金 で受託するように求めたりするこ いこと、関連会社等に対し新 問題 規参入者に係る消費機器調査 委託 問題 等の再委託を行わないこと。 要請 となる となる 行為 既存 行為 新規参入者から受託した消費 ガス会社 機器調査等を遂行する過程で 関連会社等に対して、関連会社等 得た情報を活用して、 ス会社のガス供給に係る営業 委託 活動や新規 行為類型 る需要家に ら受託した消費機器調査等を遂行 入者との小 関連会社等 を躊躇させたりするよう ス小売事業の拡大や円滑 望ましい 望ましい な遂行等に支障を来し得る行 行為 行為 為を行うこと。 参入者のガス小売事業の拡大や円 滑な遂行等に支障を来し得る行為 を行うように求めること。 行為類型 行為類型 に消臭機品調旦寺の安託で 行っている既存ガス会社に 対して求めている料金と同 勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者の 等以下の料金で受託するこ

ガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないこと。

望ましい 行為

関連会社等との契約において、関連会社等が、新規参り者から受託して当場では、行為類型 2

費機器調査等を遂行する過程で 得た情報を活用して、当該既存 ガス会社のガス供給に係る営業 活動や新規参入者のガス小売事 業の拡大や円滑な遂行等に支障 を来し得る行為を行わないよう に努めるように求めること。

2② 具体的な措置について

- 次に、新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託することも 想定されるところ、こうした委託が円滑に行われ得る環境整備をどのようにして行うかが論点。
- この点、本論点については、**以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付ける**こととしたい。(注1)
 - (a)正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社が行っている 消費機器調査等に係るコストと同等の料金で受託しないこと。(注2)
 - (b)新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業 活動を行うこと。(注3)
- (注1) 既存ガス会社においてはその小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者から受託することも考えられる。ただし、この場合には、(b)に記載しているとおり、新規参入者から得た情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことは認められない。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。
- (注2)料金の考え方は、11頁の注2、12頁の注7における考え方と同様。また、「正当な理由」の考え方は、12頁の注4における考え方と同様。
- (注3) 既存ガス会社が、当該既存ガス会社に係る営業活動は行っていないものの、需要家と接触する機会を捉えて、当該新規参入者が営むガス小売事業の妨害行為を行った場合には、上記の規律に抵触しているものとして整理する。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。

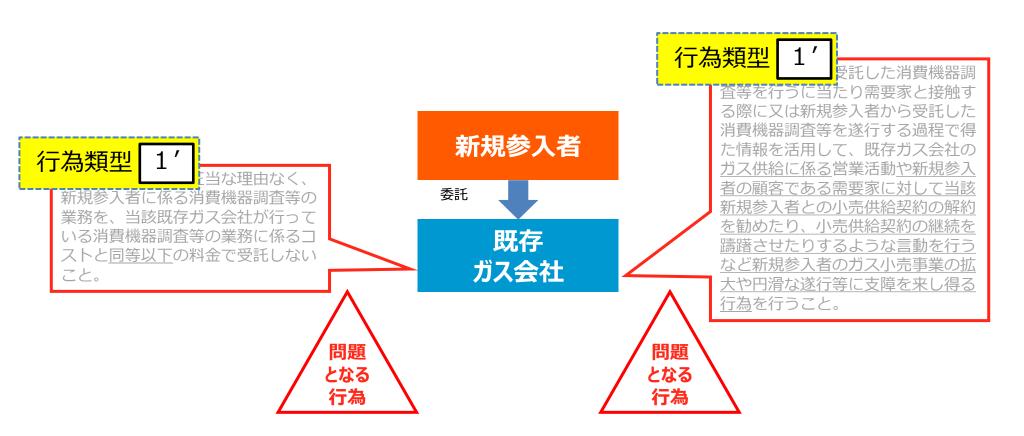
消費機器調査等の業務を既存ガス会社に委託する場合のイメージ 正当な理由なく、新規参 新規参入者から受託した 新規参入者 入者に係る消費機器調 業務を行う中で需要家と 査等の業務を、 当該既存 接触する際に、当該既存 ガス会社が行っている消 委託、 ガス会社に係る営業活動 費機器調査等に係るコス 既存 を行うこと。 トと同等の料金で受託し ないこと。 ガス会社 行為

24

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 4/14

望ましい行為・問題となる行為 概観

- (a)関連会社等に委託するケース
- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース
- (c)既存ガス会社に委託するケース



新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 5/14

望ましい行為(関連会社等)

(a)関連会社等に委託するケース

(b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

<mark>于為類型</mark> 1

● 関連会社等の望ましい行為として、ガス小委においては、(i)既存ガス会社と同等の料金で受託すること、(ii)需要家と接触する際に既存ガス会社に係る営業活動を行わないことが提案されたところ、ガス小委の委員等の御意見等を踏まえ、関連会社等の定義を明確にした上で、①同等以下の料金であればよいものとし、②行わない営業活動について更に具体化してはどうか。

関連会社等の定義(案)

関連会社等とは、既存ガス会社から専ら委託を受けて、需要家に対し、消費機器調査等を行う事業者をいう。

望ましい行為(案)

- ① 関連会社等が、新規参入者に係る消費機器調査等を、当該関連会社等に消費機器調査等の委託を行っている既存ガス会社に対して求めている料金と同等以下の料金で受託すること。
- ② 関連会社等が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連会社等に消費機器調査等の委託を行っている既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないこと。
 - 注1) 下線部はガス小委で整理された内容からの補足・修正等。
 - 注2)上記は、新規参入者が自ら消費機器調査等を実施するようになったり、消費機器調査等を行う事業に参入する主体が多数現れたりするまでの措置であり、このような規律を引き続き存置させる必要があるか否かについては、小売全面自由化後の適切なタイミングで検証することとされている(ガス小委第33回 資料4 P.16)。行為類型1'及び行為類型2から4までについても同じ。

参考:ガス小委 第33回 資料4 P.11 (関連会社等の「望ましい行為」抜粋)

- (a) 新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と同等の料金で受託すること。
- (b) 新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと。
- 注)(b)について、「当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが望ましい」、「当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象」とされている(ガス小委第33回資料4 P.11注3)。

2② 具体的な措置について

- 新規参入者たるガス小売事業者が、消費機器調査等の業務を既存ガス会社の関連会社等に委託する場合には、①当該関連会社等に対して直接委託するケースと、②当該既存 ガス会社を通じてその関連会社等に委託するケースが想定されるところ。
- まず、ケース①の場合には、**以下の行為を、既存ガス会社の関連会社等の「望ましい行為」** として位置付けることとしたい。(注1)
 - (a)新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金 と同等の料金で受託すること。(注2)
 - (b)新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に 係る営業活動を行わないこと。(注3)
- (注1)「望ましい行為」とは、既存ガス会社の関連会社等が、ガス事業の健全な発達を図るために積極的に取り組むべき行為。「問題となる行為」とは、ガス事業法の規定に基づく業務改善命令等が発動される原因となり得る行為であるが、そもそもこうした関連会社等は同法の射程外であるため、何らかの行為を「問題となる行為」として位置付け、当該関連会社等がこれに違反した場合に、同法の規定に基づく業務改善命令等を発動することができない。また、こうした既存ガス会社の関連会社等に係る「望ましい行為」については、ケース②の場合においても同様。
- (注2) 既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい。また、現在、既存ガス会社はその関連会社等に対して、消費機器調査等の業務を一括して委託しているところ(この場合の単価を仮にA円とする。)、例えば、新規参入者が比較的容易な消費機器調査は自らが行う一方、手間暇のかかる消費機器調査のみを関連会社等に委託する場合には、その理由が合理的に説明できる金額である範囲内において、A円よりも高い単価を請求したとしても上記の規律を逸脱していることにはならない。他方、単に需要密度の差異を理由に単価を異ならしめることは、上記の規律を逸脱しているものとして整理する。これらの考え方は、次頁の(c)においても同様。
- (注3) 既存がス会社の関連会社等は、当該既存がス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが望ましい。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。さらに、既存ガス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 6/14

望ましい行為(関連会社等)

参考:ガス小委 第33回 委員等及び事務局の発言要旨(一部)

- (委員等) 関連会社の定義は共有しておく必要がある。資本関係が全くなく、出向者もいないような純粋に取り引きをしているところも、関連会社だと認定するのはおかしいような気がするので、そのようなところは関連会社ではないことを認識する必要がある。一方、大量の出向者がいるところは、例えば、出向者の人件費のやり取りの関係で、アンフェアなことをしている可能性もゼロではないため、本当にフェアにやっているかどうかを監視する必要が出てくるため、資本関係と出向者の有無は、きちんと見ていただきたい。
- (事務局)関連会社等の定義についてであるが、今回の提案は、<u>資本が入っていなかったり、出向者がいなかったとしても、従来から取引関係がある場合には、相当密接な関係を有している可能性が高いため、資本関係がない会社、出向者がいない会社を含め、この規律の対象にすることを提案している。</u>
- (委員等)委託先として想定されている関連会社は、ほとんどが既存のガス会社と関連がある事業者だと思うが、LP事業者も、保安の部分に参入できると思う。そうすると、値段の部分で競争が起きる可能性もある。同等の値段ではなく、それより下の部分での競争もあり得るため、「同じ値段でなければならない」と記載する必要があるのか。
- (事務局)LP事業者の保安への参入意思、あるいは価格競争については歓迎されることであり、価格競争がありることや事業者によって価格が違うということを今回の措置で否定しているわけではない。/価格を安くすることはありうるのかという質問だが、既存ガス会社よりも安くすること自体は否定をするものではないと考えている。
- (委員等)新規参入者から委託を受けて開栓などの業務を行うときに、既存ガス会社のガス料金の方が安いと言って、切り替えることは良くないが、機器販売、調理器具、ガス漏れ警報器等の販売は、別に新規参入者が 供給するガス供給契約と競争関係がないため、新規参入者に対する取引妨害にはあたらないのではないか。
- (事務局) 営業妨害についても、ガス事業の範囲の話であり、別のガス料金プランを提示するということが問題であるということである。例えば、契約の中でガス機器は売らないでくれということであれば別だが、ガス機器について、本件で規制、規律をするということではない。いずれにしても、需要家の利便性を阻害しないような制度設計とする。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 7/14

問題となる行為(既存ガス会社) [

(a)関連会社等に委託するケース

(b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

<mark>行為類型</mark> 1

● (c)既存ガス会社に委託するケースにおいて、既存ガス会社の問題となる行為として、ガス小委においては、既存ガス会社が(i)自社と同等の料金で受託しないこと、(ii)需要家と接触する際に既存ガス会社に係る営業活動を行うことが提案されたところ、関連会社等の望ましい行為と同様に、行うと問題となる営業活動について更に具体化してはどうか。

問題となる行為(案)

- ① 既存ガス会社が、正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社が行っている消費機器調査等の業務に係るコストと同等の料金で受託しないこと。
- ② 既存ガス会社が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、既存ガス会社の<u>ガス供給に係る</u>営業活動<u>や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為</u>を行うこと。
- 注1) 下線部はガス小委で整理された内容からの補足・修正等。
- 注2) 「正当な理由」の具体例としては、既存ガス会社の関連会社等の人員・体制等に余力がないことから、新規参入者に係る消費機器調査等を物理的に受託できない場合等である(ガス小委第33回資料4 P.12注4)。

参考:ガス小委 第33回 資料4 P.30 (既存ガス会社の「問題となる行為」抜粋)

- (a) 正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社が行っている消費機器調査等に係るコストと同 等の料金で受託しないこと。
- (b) 新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。
- 注)②について、「当該既存ガス会社に係る営業活動は行っていないものの、需要家と接触する機会を捉えて、当該新規参入者が営むガス小売事業の妨害行為を行った場合には、上記に抵触しているものとして整理する」、「当該新規参入者から得た情報を活用して、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことは認められない」とされている(ガス小委第33回資料4 P.15注1、3)。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 8/14

望ましい行為(既存ガス会社)

(a)関連会社等に委託するケース

(b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース



● 既存ガス会社の関連会社等に対する望ましい行為として、ガス小委においては、関連会社等の望ましい行為((i)既存ガス会社と同等の料金で受託、(ii)既存ガス会社に係る営業活動を行わないこと)を契約において担保することが提案されたところ、ガス小委の委員等の御意見等を踏まえ、(ii)のみに限定してはどうか。

望ましい行為(案)

既存ガス会社が、その関連会社等との契約において、関連会社等が、新規参入者から受託した消費機器調査等を 行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用 して、当該既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来 し得る行為を行わないように努めることを求めること。

参考: ガス小委 第33回 委員等の発言要旨(一部)

- 保安業務の委託先の企業が「関連会社等」とされているが、実際は資本関係がない場合が多く、<u>あくまでも民間企業同士の受委託契約に基づく対等な関係</u>である。既存のガス事業者としては、基本的な努力はするが、<u>委託先に既存のガス事業者と同等の料金を強いることは難しいのではないか</u>。今後、各種ガイドライン等への記載に際しては、以上の点を踏まえて、検討していただき、適正な内容としていただきたい。
- 関連会社の定義で、資本関係がない等、<u>全く独立した委託先の場合に、その事業者が本来決めるべき手数料を、既存ガス会社と同</u> 様の価格とすることを強制することはできないと思う。
- 今回の資料にある、「正当な理由なく委託要請を拒否しない」、「受託料金が同等である」、「新規参入者の営業活動を妨害しない」の3点を必要条件とした上で、今回示された行為類型については、<u>既存ガス会社とその関連会社に対して実効性が担保されるよ</u>うな整理をお願いしたい。

出所)ガス小委第33回 議事要旨

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 9/14

問題となる行為(既存ガス会社)Ⅱ

(a)関連会社等に委託するケース

(b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

既存ガス会社の問題となる行為として、ガス小委においては、 (i)既存ガス会社と同等の料金で 受託することを求めないこと、 (ii)需要家と接触する際に既存ガス会社に係る営業活動を行わな いことを求めないことが提案されたところ、ガス小委の委員等の御意見等を踏まえ、 ①正当な理 由なく受託しないように求めたり、上回る水準の料金で受託するように求めたりすることを問題 となる行為とし、②関連会社等の望ましい行為と同様に、行わない営業活動について更に具体化 してはどうか。

問題となる行為(案)

- 既存ガス会社が、その関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者に係る消費機器調査等を、受託しない ように求めたり、既存ガス会社に対して求めている料金を上回る水準の料金で受託するように求めたりするこ
- 既存ガス会社が、その関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに 当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用し て、既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小 売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガ ス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うように求めること。
- 注)下線部はガス小委で整理された内容からの補足・修正等。

参考:ガス小委 第33回 資料4 P.12 (既存ガス会社の「問題となる行為」抜粋)

- (c) 既存ガス会社がその関連会社等に対して、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス会社に対して求めている料金と 同等の料金で受託することを求めないこと。
- (d) 既存ガス会社がその関連会社等に対して、当該関連会社等が新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当 該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことを求めないこと
- 注)②について、「当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行 わないことが望ましい」、「当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当 該既存ガス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象」とされている(ガス小委第33回資料4 P.11 注3)。

2② 具体的な措置について

- ◆ 次に、ケース②の場合には、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることとしたい。
 - (a)正当な理由なく(注4)、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会 社等に委託してほしいという当該新規参入者からの要請に応じないこと。(注5)
 - (b)新規参入者に係る消費機器調査等の業務を受託する中で得た情報を用いて、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。(注6)
- また、いずれの場合においても、以下の行為を、既存ガス会社の「問題となる行為」として位置付けることとしたい。
 - (c)既存ガス会社がその関連会社等に対して、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、既存ガス 会社に対して求めている料金と同等の料金で受託することを求めないこと。(注7)
 - (d)既存ガス会社がその関連会社等に対して、当該関連会社等が新規参入者から受託した業務を行う中で需要家と接触する際に、当該既存ガス会社に係る営業活動を行わないことを求めないこと。(注8)
- (注4)「正当な理由」の具体例としては、既存ガス会社の関連会社等の人員・体制等に余力がないことから、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を物理的に受託できない場合などである。
- (注5) 既存ガス会社においてはその小売部門において、消費機器調査に係る業務を行うこととなることから、既存ガス会社の小売部門が新規参入者からの要請に応じることも 考えられる。なお、既存ガス会社の導管部門が、こうした新規参入者からの要請に応じることも妨げられない。
- (注6) 当該既存ガス会社に係る営業活動を行うことのみならず、当該新規参入者が営むガス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことが必要。
- (注7) <u>既存がス会社は、その関連会社等との契約において、これを担保することが望ましい</u>。また、ケース②の場合には、既存がス会社は、新規参入者に係る消費機器調査等の業務の再委託に係る事務を行っていることから、合理的に説明できる金額である範囲内において、新規参入者に対して事務手数料を求めることは妨げられない。また、既存がス会社はその関連会社等に適切な消費機器調査等を行わせるため、システム費や人材育成費等を負担していることが一般的であることから、当該既存がス会社は、合理的に説明できる金額である範囲内において、その費用の一部を新規参入者に対して求めることは妨げられない。
- (注8) 既存がス会社はその関連会社等に対して、当該既存がス会社に係る営業活動を行わないことのみならず、当該新規参入者が営むがス小売事業を妨害する一切の行為を行わないことを求めることが必要。また、当該新規参入者から受託した業務を行う時ではないものの、当該業務を受託する中で入手した情報を活用して、当該既存がス会社に係る営業活動等を行うこともこの規律の対象。加えて、既存がス会社は、その関連会社等との契約において、これらの内容を担保することが望ましい。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 10/14

問題となる行為(既存ガス会社)Ⅱ

参考:ガス小委 第33回 委員等の発言要旨(一部)

- 完全に資本関係のない委託先の会社については、その会社のサービスを買っていたという優越的な一般ガス事業者に対する規律として、支配的な地位を利用して<u>新規参入者に対して高い価格を要求するように誘導していないかをチェックすることは重要</u>である。
- ・ 問題となる行為の定め方について、「既存ガス会社に対して、求めている料金と同等の料金で受託することを求めないことが問題である」というような表現になっている。「求めないことが問題」ということは、要するに「求めなさい」と言っているのであるが、この定め方に違和感がある。既存のガス会社が委託会社と新規参入者との委託契約に、不当な影響を及ぼさないようにするためだと思うが、<u>当事者ではない契約の内容について口を出すということ自体イレギュラーであり、積極的にこのことを求めなさいという表現はやや問題があると思う</u>。
- 求めないと問題となる行為について、ガス事業法違反になり得るとの建付けになっているが、既存ガス会社と、 関連会社、委託先のガスショップとの交渉で納得できればいいが、それでも応じられない場合に、無理に不利 な契約条件を押し付けると、独占禁止法上の優越的地位の濫用にも当たり得るため、ガス事業法違反になるか らと押しつけられて、その結果、独禁法違反になってしまうということは、是非とも避けていただきたい。

出所)ガス小委第33回 議事要旨(関連部分のみ抜粋。下線を追記。)

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 11/14

問題となる行為(既存ガス会社)Ⅲ

(a)関連会社等に委託するケース

(b)既存ガス会社を通じた再委託ケース (c)既存ガス会社に委託するケース **行為類型** 4

● (b)既存ガス会社を通じた再委託ケースにおいて、既存ガス会社の問題となる行為として、ガス小委においては、(i)正当な理由なく委託に応じないこと、(ii)新規参入者からの委託で得た情報を用いて営業活動を行うことが提案されたところ、(i)の趣旨をより明確にし、(ii)について、関連会社等の望ましい行為と同様、行わない営業活動につき更に具体化してはどうか。

問題となる行為(案)

- ① 既存ガス会社が、正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、合理的な費用(関連会社等への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用を付加した費用)で受託しないこと。
- ② 既存ガス会社が、関連会社等に対し新規参入者に係る消費機器調査等の再委託を行わないこと。
- ③ 既存ガス会社が、新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うこと。
- 注)下線部はガス小委で整理された内容からの補足・修正等。「正当な理由」については、P.29注2のとおり。

参考:ガス小委 第33回 資料4 P.12 (既存ガス会社の「問題となる行為」一部抜粋)

- (a) 正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等の業務を、当該既存ガス会社の関連会社等に委託してほしいという当該新規 参入者からの要請に応じないこと。
- (b) 新規参入者に係る消費機器調査等の業務を受託する中で得た情報を用いて、当該既存ガス会社に係る営業活動を行うこと。
- 注)ガス小委では、既存ガス会社は、新たに新規参入者に係る消費機器調査等の再委託に係る事務を行うことになることから、<u>合理的に説明できる金額である範囲内において、新規参入者に対して事務手数料を求めることは妨げられず</u>、また、既存ガス会社はその関連会社等に適切な消費機器調査等を行わせるため、システム費や人材育成費等を負担していることが一般的であることから、当該既存ガス会社は、<u>合理的に説明できる金額である範囲内において、その費用の一部を新規参入者に対して求めることは妨げられないと整理されている(第33回資料4 P.12注7)。</u>

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 12/14

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

関連会社等

(a)関連会社等に委託するケース

- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース
- (c)既存ガス会社に委託するケース

新規参入者 委託 求めたりすること。 問題 既存 となる ガス会社 行為

望ましい

行為

既存ガス会社が、その関連会社 等に対して、関連会社等が、新 規参入者に係る消費機器調査等 を、正当な理由なく受託しない ように求めたり、既存ガス会社 に対して求めている料金を上回 る水準の料金で受託するように

関連会社等に対して、関連会社 等が、新規参入者から受託した 消費機器調査等を行うに当たり 需要家と接触する際に又は新規 参入者から受託した消費機器調 査等を遂行する過程で得た情報 を活用して、既存ガス会社のガ ス供給に係る営業活動や新規参 入者の顧客である需要家に対し て当該新規参入者との小売供給 契約の解約を勧めたり、小売供 給契約の継続を躊躇させたりす るような言動を行うなど新規参 入者のガス小売事業の拡大や円 滑な遂行等に支障を来し得る行 為を行うように求めること。

望ましい 行為

関連会社等との契約において、関 連会社等が、新規参入者から受託 した消費機器調査等を行うに当た り需要家と接触する際に又は新規 参入者から受託した消費機器調査 等を遂行する過程で得た情報を活 ■ 用して、当該既存ガス会社のガス 供給に係る営業活動や新規参入者 のガス小売事業の拡大や円滑な遂 行等に支障を来し得る行為を行わ ないように努めるように求めるこ

新規参入者に係る消費機器調査 等を、当該関連会社等に消費機 器調査等の委託を行っている既 存ガス会社に対して求めている 料金と同等以下の料金で受託す ること。

望ましい

行為

新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者 から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連会社等に消費機 器調査等の業務の委託を行っている既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧 客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の 継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行 等に支障を来し得る行為を行わないこと。

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 13/14

行為

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

問題

となる

行為

望ましい

行為

- (a)関連会社等に委託するケース
- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース

(c)既存ガス会社に委託するケース

正当な理由なく、新規参入者に係る消費機器調査等を、合理的な費用(関連会社等への再委託費用に、再委託に必要とされる合理的な金額の範囲内の事務手数料やその他合理的な費用を付加した費用)で受託しないこと、関連会社費に対し新規参入者に係る消費機器調査等の再委託を行わないこと。

新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、既存ガス会社のガス供給に係る営業活動や新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うこと。

に対して、関連会社等が、新規参入者に係る消費機器調査等を、正当な理由なく受託しないように求めたり、既存ガス会社に対して求めている料金を上回る水準の料金で受託するように求めたりすること。

既存

ガス会社

関連会社等

委託

望ましい行為

関連会社等に対して、関連会社等が、新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して当直で得た情報を活用して当該新規参入者の超客である需要家に対して当該新規参入者の上で当該新規参入者のが表別の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者のガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行うように求めること。

既存ガス会社が、その関連会社等

■関連会社等が、新規参入者から 受託した消費機器調査等を行う に当たり需要家と接触する際に 又は新規参入者から受託した消 費機器調査等を遂行する過程で 引力ス会社のガス供給に係る営業 が不会社のガス供給に係る営業 活動や新規参入者のガス小売事 業の拡大や円滑な遂行等に支障 を来し得る行為を行わないよう に努めるように求めること。

関連会社等との契約において、

新規参入者に係る消費機器 調査等を、当該関連会社等 に消費機器調査等の委託を 行っている既存ガス会社に 対して求めている料金と<u>同</u> 等以下の料金で受託するこ

新規参入者から受託した消費機器調査等を行うに当たり需要家と接触する際に又は新規 参入者から受託した消費機器調査等を遂行する過程で得た情報を活用して、当該関連会 社等に消費機器調査等の業務の委託を行っている既存ガス会社の<u>ガス供給に係る</u>営業活 動や<u>新規参入者の顧客である需要家に対して当該新規参入者との小売供給契約の解約を</u> 勧めたり、小売供給契約の継続を躊躇させたりするような言動を行うなど新規参入者の ガス小売事業の拡大や円滑な遂行等に支障を来し得る行為を行わないこと。

望ましい

行為

新規参入者が既存ガス会社等に対して消費機器調査等の委託を行いやすい環境整備について 14/14

望ましい行為・問題となる行為 まとめ

- (a)関連会社等に委託するケース
- (b)既存ガス会社を通じた再委託ケース
- (c)既存ガス会社に委託するケース

